

令和6年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年8月22日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時15分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 8月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第21号 大津市市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択に係る臨時代理について
 - 議案第22号 令和6年度大津市一般会計教育費8月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、鮫島教育部次長、杉江教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、上杉学校教育課長、中西同課指導主事、川瀬生涯学習課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 全て公開

8月定例会議事録承認 承認

○議案第21号 令和7年度市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択に係る臨時代理について

【説明】

○上杉学校教育課長 本件は、令和7年度の市立小中学校特別支援学級の教科用図書採択について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなかったため、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

大津市教育委員会8月定例会にて議決を得た、令和7年度市立小中学校教科用図書の採択のうち、「令和7年度特別支援学級使用教科用図書 推薦図書（小学校）」及び「令和7年度特別支援学級使用教科用図書 推薦図書（中学校）」の一覧に、絶版等の理由により既に供給不能となった図書が含まれていたため、大津市教科用図書選定審議会より、当該図書を削除した形で、再度「市立小学校及び中学校特別支援学級で使用する教科用図書として推薦する図書」として答申があった。

これを受け、供給不能図書を削除したもので再度の採択を行うに当たり、供給不能図書が記載されたものを8月定例会の傍聴者に配布していることから、早期に行い公表する必要があったため、教育長が臨時に代理したものである。

なお、一覧に記載されている図書について、今後、品切、絶版等により供給不能となった場合は、一覧から削除するものとする。

【質疑】

○田村委員 供給不能により、学年・種目によっては推薦図書がないこととなるおそれはないか。

○上杉学校教育課長 選定に当たっては、絶版等の状況を把握し、そこを埋めることも意識して新たな図書を選定するようにしている。今回も、選定自体はそうに行ったが、資料の記載に誤りがあった。

【採決】 承認

○議案第22号 令和6年度大津市一般会計教育費8月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○鮫島教育部次長 本件は、市議会8月通常会議に提出した補正予算案について市長へ意見を申し出るものであるが、教育委員会会議を開催する時間的な余裕がなかったことから、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

今回の教育費の補正は、23万7千円を増額し、補正後の総額を165億5,292万3千円とするものである。補正の内容は、通番17「公民館管理運営費」において、賠償金23万7千円を措置するものである。

理由としては、滋賀コミュニティセンターに移行する前の滋賀公民館において、令和元年9

月及び令和2年5月に発行した広報誌「四季のたより」に、インターネットのサイトから取得したイラストを転載し使用していたところ、使用許可を得ず無断で使用していたことが、著作者からの申出により判明したことから、弁護士に相談の上、相手方に対し、著作物の使用料相当額を損害賠償金として支払うものである。

なお、賠償金の額については、相手方が設定していた使用料を基に算定しているが、その額が妥当であることを弁護士に確認している。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言